

議案第 55 号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。